

ユネスコ「世界の記憶」について

1. 概要：

世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコの事業として1992年に開始された。本事業を代表するものとして、人類史において特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施されている。

登録にかかる審査は2年に1回で、1か国からの申請は2件以内とされている。登録決定に至らなかった案件も次期サイクルでの再申請が可能である。国際登録の他、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）等が決定する地域登録がある。

2. 目的：

- 世界的に重要な記憶遺産の保存を最も相応しい技術を用いて促進すること
- 重要な記憶遺産になるべく多くの人々がアクセスできるようにすること
- 加盟国における記憶遺産の存在及び重要性への認識を高めること

3. 対象：

手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、地図、映画・フィルム、写真、デジタル記録等

4. 登録状況：国際登録 493件（2023年5月現在）

地域登録（MOWCAP） 65件（2022年12月現在）

（登録例）

- 現存する世界最古のコーラン（ウズベキスタン）（1997年）
- ゲーテの直筆文学作品、日記、手紙等（ドイツ）（2001年）
- 人権宣言（フランス）（2003年）
- リグヴェーダ（インド）（2007年）

5. 我が国の登録状況：

（国際登録）

- 2011年5月 「山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書」
- 2013年6月 「御堂関白記」「慶長遣欧使節関係資料」
- 2015年10月 「舞鶴への生還1945-1956：シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」「東寺百合文書」
- 2017年10月 「上野三碑」「朝鮮通信使に関する記録」
- 2023年5月 「智証大師円珍関係文書典籍 ―日本・中国の文化交流史―」

（地域登録）

- 2016年5月 「水平社及び衡平社に関する記録：国境を越えた被差別民衆の連帯の記録」